

議第29号

京都市動物園条例の一部を改正する条例の制定について

京都市動物園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月17日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市動物園条例の一部を改正する条例

京都市動物園条例の一部を次のように改正する。

別表個人の項中「620」を「750」に、「2,510」を「2,200」に改め、同表団体の項中「520」を「650」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市動物園条例の規定は、この条例の施行の日以後の入園に係る入園料について適用する。ただし、同日前に徴収したもののについては、なお従前の例による。

提案理由

入園料の適正化を図る必要があるので提案する。